事務連絡

令和６年４月２５日

指定障害児通所支援事業所　管理者　様

指定障害児入所施設　管理者　様

サービス管理責任者等実践研修の受講にかかる実務経験（６ヶ月以上）の

指定権者への届出方法の変更について

　平素より板橋区の障がい福祉施策に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

　こども家庭庁及び厚生労働省より、令和５年６月３０日付事務連絡「サービス管理責任者等

に関する告示の改正について」でサービス管理責任者等に関する告示が改正されたことを受け、例外的に「６ヶ月以上」の実務経験（ＯＪＴ）で実践研修を受講する際の指定権者への届出方法等について周知していたところです。

このたび、ＯＪＴの届出方法につきまして、別紙及び指定権者への届出様式を一部見直しましたので、事業者の皆様におかれましては、別紙の内容を御確認の上、本通知発出日以降に板橋区へ届出される場合は、見直し後の様式で御提出いただきますようお願いいたします。

記

１　届出方法等について

別紙のとおり

**※これまでの取り扱いから変更されておりますので、必ずご確認ください。**

**※令和６年４月２４日以前に、ＯＪＴ開始の変更届等を提出済みの事業所の場合も、**

**ＯＪＴ終了後速やかに提出していただく書類がありますので、必ずご確認ください。**

２　留意事項について

届出及び適用の可否に関する問い合わせは、下記問い合わせ先までお願いいたします。

|  |
| --- |
| 【問合せ先】（この通知に関すること）  　板橋区福祉部障がい政策課  　認定給付・指導係  　　　　　　　　　　　電話：03-3579-2392 |